



鳥取労働局発表
平成26年5月29日(木)

担 当	鳥取労働局労働基準部 健康安全課
	課長 木村 靖
	主任衛生専門官 山田 正道
	電話 0857-29-1704

「熱中症」予防対策の準備を進めましょう！

「熱中症」は、重症になると意識障害などを起こし死に至るケースもありますが、事前に予防することができます。

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）では、毎年夏季に発生が集中する「熱中症」について、事業場への個別の指導や業界団体等に対する研修会の機会を捉えて、「暑さ指数（WBGT値）」*の周知、水分補給など下記の「熱中症」予防対策を、暑さが本格化する前から準備するよう啓発指導を行います。

※ 「暑さ指数（WBGT値）」とは、気温、湿度、輻射熱から求められる熱ストレスの評価を行う指標を指します。

1 「熱中症」による労働災害の発生状況

—重篤な場合は死亡に繋がります—

- ① 全国では、平成10年以降平成22年の47人をピークに、平成25年は30人が死亡
- ② 鳥取県内でも、平成22年には死亡災害が発生し、毎年休業4日以上災害が発生

2 「熱中症」対策の概要

—暑さ指数を活用した作業環境管理、作業管理、健康管理が重要です—

① 暑さ指数を活用した作業環境管理

暑さ指数の低減

休憩場所の整備 など

② 作業管理

作業時間の短縮

熱への順化期間を設ける

水分・塩分の摂取 など

③ 健康管理等

日常の健康管理

労働者に対する教育 など

鳥取県内では、平成 22 年に「熱中症」による死亡労働災害（製造業）が発生しており、全国では、平成 10 年以降、平成 22 年の 47 人をピークに、平成 25 年は 30 人が亡くなりました。

鳥取県内の「熱中症」による休業 4 日以上の労働災害は、平成22年 5 人（死亡災害を含む。製造業 1 人、建設業 3 人）、平成23年 1 人（清掃業）、平成24年 3 人（建設業）、平成 25 年 1 人（建設業）の状況であり、毎年発生しています。

「熱中症」は、重症になると意識障害などを起こし、死亡に至るケースもありますが、事前に予防することができます。

【熱中症対策】

1 暑さ指数を活用した作業環境管理

- (1) 「暑さ指数 (WBGT 値)」が基準値を超えるおそれのある作業場所では、「遮へい物」、「屋根」などを設けて、「暑さ指数 (WBGT 値)」の低減に努めること。
- (2) 冷房を備えた休憩場所や、氷・シャワーなど身体を適度に冷やすことができる設備を設けること。

2 作業管理

- (1) 高温多湿の作業では、「作業の休止時間・休憩時間の確保」、「連続作業時間の短縮」などに努めること。
- (2) 熱への順化期間を設けること。
- (3) 自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を定期的に摂取させること。
- (4) 透湿性・通気性の良い服装や帽子を着用させること。
- (5) 管理者は、作業場所を頻繁に巡視し、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、健康状態に異常はないかを確認すること。

3 健康管理等

- (1) 日常の健康管理、「熱中症」の症状などを繰り返し教育すること。
- (2) 「熱中症」の発症に影響を与えるおそれがある糖尿病などの疾患のある労働者、睡眠不足や体調不良等の労働者への健康管理を行うこと。

※ 鳥取県では、予想気温が 30℃を超える（真夏日）と予想される日に「熱中症警報」を、予想気温が 35℃を超える（猛暑日）と予想される日に「熱中症特別警報」を発令されることとなり、更にきめ細かな注意喚起が行われます。